

令和2年11月11日  
生食発1111第6号  
2食産第3855号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からシンガポール向けに輸出する水産物のうち、ふぐについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙SG-S1「シンガポール向け輸出ふぐの取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、シンガポール向け輸出かき（生きたかきに限る。）の衛生証明書の発行手続を新たに定めるため、下記のとおり要綱の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

#### 記

- 1 SG-S1 の名称について「シンガポール向け輸出ふぐ」から「シンガポール向け輸出水産食品」とし、別表2及び別紙リストを改正したこと。
- 2 シンガポールに輸出可能なかきの要件及び衛生証明書の発行手続を定めた

こと。

3 その他所要の改正を行ったこと。